

3-4-3 民間の取り組み

EUTR に対する民間の取り組みの現状を調査するために、業界団体と事業者（オペレーター）として DDS を実施している企業に対し調査を行った。以下は、引用が明記されていない限り、インタビューに基づく情報である。

1) 業界団体

(1) ドイツ木材貿易協会の概要

ドイツ木材貿易協会(GD Holz, Gesamtverband Deutscher Holzhandel e. V.)は、ドイツの木材貿易業界の横断的かつ代表的な団体で会員企業 900 社の経済的利益を束ね、政治、組織、メディア、社会との関連で業界を代表している。ドイツ木材貿易協会の会員は業界企業数の 60%、業界取引額の約 80%をカバーしている。主な活動は、メンバー間のコミュニケーションを促進する全国的なネットワーク、全国的な業界イベントの開催、会員の利益のために木材や木材利用の専門化・標準化委員会への参加、会員の品質保証に関わる活動等を実

施している。3-4-2 で述べたように、EUTR の施行に伴い会員企業が対応をせまられたため、ドイツ木材貿易協会は子会社として GD Holz Service 社を 2015 年に設立し、MO として会員企業に対してサービスを提供してきたが、2019 年からは MO としてのサービスではなく、コンサルティングサービスを提供している（3-4-2 参照）。

(2) ドイツ木材貿易協会の EUTR に対する見解

違法な木材の排除は重要であるが、木材業界への影響も考えて規制を実施する必要があると考えている。EUTR によって、木材の使用自体が否定的な印象を与える可能性もある。すでに、レンガ業界はこのことを利用して「木造住宅はサステイナブルではない」というキャンペーンを行っており、業界団体としてその対応を行っている。

EUTR では、CA と事業者の負担を軽減することを目的に MO の制度が作られたが、施行から 6 年たった現在の状況を鑑みると、MO 制度は失敗であったと考えている。事業者が必要としているのは、何をどうすればいいのかを具体的に示すコンサルティングサービスである。そのため、子会社の GD Holz Service 社もコンサルティングを始めることになった。

EUTR に基づきドイツ政府は監視を厳しくしており、検査対象の範囲も広がっている印象がある。しかし、監視の効率と効果の観点からすれば、リスクが高い国からの取引量が多い企業にだけ焦点をあて検査すれば十分と考えている。CA の検査における判断の根拠は公開されていないため、事業者は対応に苦心することがある。何をすべきなのかが明確に分かれれば、事業者も事前に対応することができると考えている。

EUTR 施行の前から熱帯地域からの木材輸入の問題は指摘されており、その対応として多くの企業は森林認証を活用してきた。しかし、EUTR では、森林認証だけでは違法木材であるリスクを排除したことにはならないという見解であり、これは事業者にとって大きな負担になっている。森林認証材に転換することですでにコストがかかっているにもかかわらず、追加的に DDS の実施を求められるので、さらにコストがかかるという状況が生じている。EU-FLEGT-VPA は、DDS にかかるコストを生産国側へ完全にアウトソースできるという点で有益なツールであると考えている。より多くの生産国と VPA が締結されることを望んでいる。DDS のリスクの低減措置の 1 つの方法として、自社で現地視察を実施することがあるが、ドイツの CA はその有効性に対し懸念を持っており、将来認められなくなる可能性もある。そのような場合は、第三者機関に依頼をしなければならず、さらなる追加的コストが生じることを懸念している。

(3) GD Holz Service 社のコンサルティングサービス

GD Holz Service 社は、2019 年からドイツ木材貿易協会会員に対する EUTR に対応する

ためのコンサルティングサービスを開始した（その経緯については 3-4-2 を参照）。これまで MO 業務の契約をしていた会員企業には、MO 業務の契約とコンサルティングサービスの契約を提示したが、すべての企業がコンサルティングサービスを選択した。契約企業数は 60 社程度あり、契約金額は 1 社あたり約 1500 ユーロである。利益を上げることは考えておらず、会員向けサービスとしてコストがカバーできる範囲の業務を行っている。現在専任社員 2 名でコンサルティングサービスを行っているが、キャパシティの観点から現状の契約数が最大限であると考えており、社員を増員して事業を拡大するかどうかは検討中であるとのことである。また、ドイツ木材貿易協会会員外にもサービスを提供する場合は、同金額で行うことは困難である。

GD Holz Service 社が提供するコンサルティングサービスの内容は次のとおりである。

- DDS の提供
- 生産国情報や EUTR に関連する情報の提供（ニュースレター）
- 事業者の DDS 担当者のトレーニング
- 個別相談への対応

これまで DDS の提供は MO 業務として行ってきたが、コンサルティングサービスにおいても実施している。契約事業者は、GD Holz Service 社から提供された DDS を自社の DDS として運用することになる³⁷。実質的には GD Holz Service 社が DDS の必要な改善等の作業を行っているが、CA の検査時には、契約事業者が自社の DDS として説明をすることになる。生産国情報は、国際機関、NGO 等のレポートのサマリーをニュースレターのような形で事業者に送信している。既存のレポートは長いものが多く、契約事業者がすべてを読みこなすのは困難であり、このような情報発信は好評である。初めて GD Holz Service 社の DDS を使用する場合や DDS 担当者の異動などが生じた場合は、契約事業者を訪問し 1 日程度のトレーニングを提供している。個別相談で多いのは、CA の検査で指摘された事項にどのように対応したらよいか、という問い合わせである。電話や出張で対応する。コンサルタント業務に変更したことで、契約事業者から、CA の検査内容や結果に関する情報を得ることができるようになり、具体的な対応策を契約事業者に提供することが可能になった。契約事業者からの反応は良好とのことである。

(4) GD Holz Service 社の DDS

GD Holz Service 社が提供する DDS は、図 3.25 のように、①準備、②情報収集、③リスク分析、④リスク低減、⑤結論の 5 つのステップで構成されている。このうち、EUTR で定められた DDS の要素は②から④である。各ステップの内容は、表 3.3 に示した。MO が提

³⁷ 事業者が MO から提供された DDS を利用している場合は、MO が DDS の管理を行うことが EUTR で定められている。

供する DDS とは異なり、コンサルタントが提供する DDS を契約企業が自社の DDS として使用することになるので、企業は DDS に修正を加えることも可能であるが、そのようなことはしないことを推奨している。

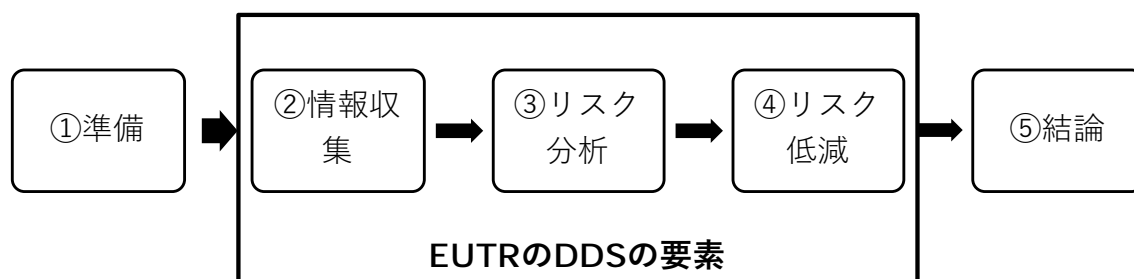


図 3.25 GD Holz Service 社が提供する DDS のステップ

表 3.3 GD Holz Service 社が提供する DDS の各ステップの内容

DDS のステップ	内容	頻度
①準備	宣言 事業者が DDS を適切に実施することを宣言する	MO・コンサルティング契約時
	DDS のハンドブック この DDS を適切に使用するためのマニュアル	
	サプライヤーへのレターフォーマット サプライヤーに EUTR に関する情報を説明するための通知書。7 か国語で準備されている	サプライヤーごとに 1 通
②情報収集	収集すべき情報を示したフォーマットが用意されており、事業者が情報を収集する サプライヤーと関連製品に関する情報収集フォーマット サプライチェーンの説明フォーマット 収集した文書の一覧表フォーマット	年 1 回以上実施
③リスク評価	EUTR に準拠したリスク評価 リスク評価のフローチャート	供給者ごとの輸入製品について、②の情報更新時に実施
④リスク低減	リスク低減に関する文書のフォーマットが準備されている オンサイト訪問の文書化と記録フォーマット サプライヤーの合法性ポリシーステートメントのフォーマット（合法性を証明するものではない）。7 か国語で準備されている	必要に応じて実施
⑤結論	DDS の実施の結果を取りまとめるためのフォーマットが準備されている 結論フォーマット 輸入貨物リストフォーマット 適合確認書フォーマット（この DDS を的確に使用していることを証明する） GD Holz Service 社のコンサルティングの確認書フォーマット	年 1 回以上実施

① 準備

宣言では、GD Holz Service 社と契約するにあたって、EUTR の枠組みにおける注意義務の履行を約束し、提供する DDS を適切に使用することを宣言する。DDS のマニュアルが契約事業者に提供され、それに基づき DDS を適切に使用する。DDS を実施するにはサプライヤーからの情報が不可欠であり、サプライヤーに EUTR を説明し、情報の提供を依頼する必要がある。そのためのレターのフォーマットが 7 か国語（中国語、ドイツ語、英語、フランス語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語）で準備されている。

② 情報収集

事業者は次の情報を収集する必要がある。

- 製品の情報
- 製品タイプ、名称
- 樹種名（必要に応じて学名、複合製品の場合は含まれるすべての樹種について）
- 伐採国名（必要に応じて地域やコンセッション）
- 量
- サプライヤーの情報（すべてのサプライチェーン情報であればよりよい）
- 販売先（必要な場合）
- 合法的伐採を確認できる書類

「サプライヤーと関連製品に関する情報収集フォーマット」と「サプライチェーンの説明フォーマット」が準備されており、それにもれなく記入することで、必要な情報を網羅できるようになっている。

③ リスク分析

収集した情報を使って以下のような観点からリスクを分析することが求められている。注意が必要なのは、輸出国が原産国とは限らないことであり、原産国の状況の確認が不可欠である。

- 該当する樹種の違法伐採の状況（頻繁に起こっているか）
- 該当する原産国の違法伐採の状況（頻繁に起こっているか）
- 原産国の武力紛争
- EU または国連による制裁措置
- サプライチェーンの複雑さ
- 書類のもっともらしさ
- 認証
- 原産国の汚職の状況

DDS では、リスクを分析するためのフローチャートを準備しており、この DDS の特徴的なものとなっている（図 3.26）。基本的には、はい、または、いいえ、で回答していくが、その過程でリスクに応じた得点付けがなされる。例えば、原産国の腐敗認識指数(CPI)が 30 以下で武力紛争がある場合には 5 点が付与、さらに該当樹種の違法伐採の報告が多く、原産国の違法伐採の報告も多い場合はさらに 4 点が付与され、リスクの得点の合計は 9 点となる（リスクが一番高いケース）。一方で、森林認証材の場合には、合計点から 5 点がマイナスされ、リスクインデックス (RI) が算出される（この場合は 4 点）。最終的に、リスクインデックスが 4 以下の場合は、「リスクは無視できるレベルでありリスク低減措置は不要」、リスクインデックスが 5 以上の場合には、「リスク低減措置を行う必要がある」と判断される。

CAによる検査では、フローチャートの各判断においてその根拠を説明することが求められるため、その対応として追加の説明とその情報ソースを明記しておくフォーマットも準備されている（図 3.27）。

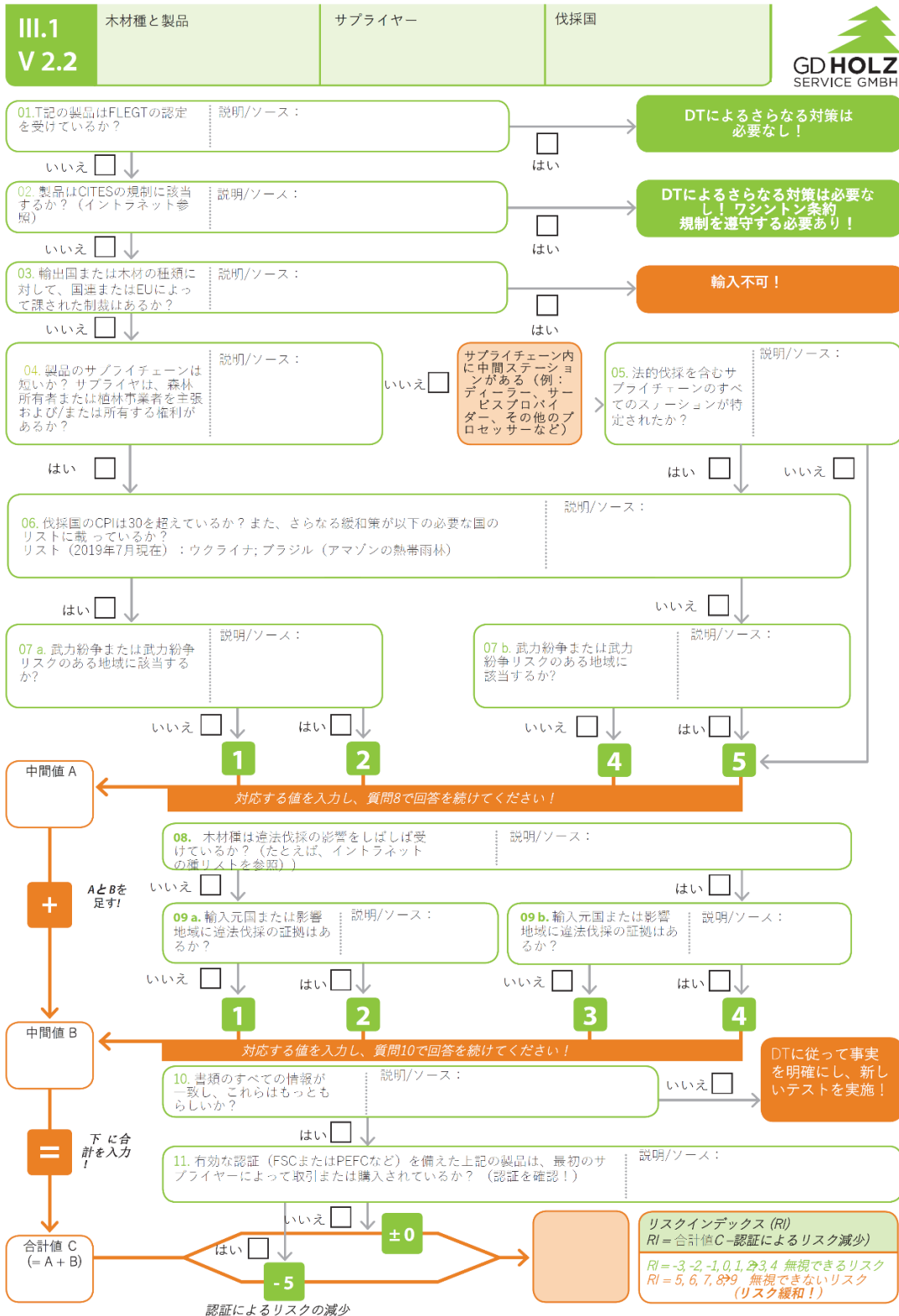


図 3.26 GD Holz Service 社の DDS で提供されるリスク分析のためのフローチャート

追加の説明とソース

01.	T記の製品はFLEGTの認定を受けているか？
02.	製品はCITESの規制に該当するか？
03.	輸出国または木材の種類に対して、国連またはEUによって課された制裁はあるか？
04.	製品のサプライチェーンは短い？ サプライヤーは、森林所有者または植林事業者を主張および/または所有する権利があるか？
05.	法的伐採を含む サプライチェーンのすべてのステーションが特定されたか？
06.	伐採国のCPIは30を超えているか？ また、さらなる緩和策が以下の必要な国のリストに載っているか？
07 a.	武力紛争または武力紛争リスクのある地域に該当するか？
07 b.	武力紛争または武力紛争リスクのある地域に該当するか？
08.	木材種は違法伐採の影響をしばしば受けているか？
09 a.	輸入元国または影響地域に違法伐採の証拠はあるか？
09 b.	輸入元国または影響地域に違法伐採の証拠はあるか？
10.	書類のすべての情報が一致し、これらはもっともらしいか？
11.	有効な認証（FSCまたはPEFCなど）を備えた上記の製品は、最初のサプライヤーによって取引または購入されているか？

図 3.27 GD Holz Service 社の DDS のフローチャートで求められる追加情報

④ リスク低減

リスクが無視できないと判断された場合は、リスク低減措置が必要になる。これまで CA がリスク低減がなされているとみなした事例は次のとおりである。

- 森林認証(FSC/PEFC)
- 第三者認証機関（Bureau Veritas 社, SGS 社等）による検証
- 伐採地の訪問による合法性の調査

森林認証を利用する場合は、それぞれの認証システムの規則に従って製品を購入する必要がある。伐採地訪問調査の場合は、訪問するだけでなく、フローチャートで特定されたりリスクを低減する調査を実施する必要がある。DDS では、「オンサイト訪問の文書化と記録フォーマット」を準備しており、サプライヤー訪問調査の方法や、事例が記されている。しかし、製品、原産国、樹種によって調査すべき事項は異なり、一概に訪問調査で何をすればいいかを特定するのは容易ではない。「サプライヤーの合法性ポリシーステートメントのフォーマット」も 7 か国語で準備されている。これは、サプライヤーが合法的な木材のみを供給していることを宣誓する書類であるが、現在 CA はこれをリスク低減を示す書類とは認めていない。

⑤ 結論

サプライヤーと製品に関する情報と DDS の結論を簡潔に明確に示すために、「結論フォーマット」が準備されている。CA の検査の際にこれを示すことで、全体がわかりやすくなり、検査を容易にする。CA の検査では、ある製品について事業者が違法なリスクを無視できると判断するに至った理由をチェックするので、判断の過程を文書化し、関連する根拠書類を取りまとめておくというのが重要となる。また、CA は税関からの情報に基づき、輸入した貨物の荷口を指定して検査を実施するため、サプライヤーごとに輸入した貨物を取りまとめておくことも重要である。そのために「輸入貨物リストフォーマット」が準備されている。

「適合確認書フォーマット」と「GD Holz Service 社のコンサルティングの確認書フォーマット」は、商品の販売先（顧客）に提供するための書類である。前者は DDS を的確に使用した商品であることを証明する書類、後者は GD Holz Service 社が提供する EUTR に適合した DDS を使用していることを証明する書類で、リクエストに応じて GD Holz Service 社が発行する。

(5) GD Holz Service 社の見解

EUTR では、どの情報に基づいて、どのようにリスクを判断すべきかを具体的に述べていないので、コンサルタントとしてはそれを企業に示す必要がある。契約企業からの CA の検査に関する情報を分析し、CA が納得する情報とはどういうものなのかをアドバイスして

いる。

ドイツ木材貿易協会の見解として上述したが、EUTR では、森林認証材であれば違法性のリスクが低いと結論付けられるとはされていない。しかし、会員企業はリスクを低減するために追加のコストをかけて森林認証材を EUTR 制定前から調達してきた。GD Holz Service 社のリスク評価（フローチャート）ではその見解を反映し、リスクインデックスの算出において、森林認証材はリスクを低減する要因として扱っている。それぞれの企業や MO が DDS を開発し、基本的な内容はどれもほぼ同じであるが、森林認証をどのように取り扱っているかに関して、GD Holz Service 社の DDS は特徴的であると言える。

リスク低減措置に対する CA の見解は段々と厳しくなっていると感じている。EUTR 施行当初は、サプライヤーが合法性木材を提供している誓約（「サプライヤーの合法性ポリシーステートメントのフォーマット」）のみでよかったが、現在、これは合法性を証明する上で意味をなさないものと扱われている。今のところ自社で実施する現地調査はリスク低減措置と認められているが、調査の独立性がないため、これからは認められなくなっていく可能性がある。代替手段としては、第三者認証機関等を活用し、代わりに現地を調査してもらうことが挙げられるが、1,200 ユーロ以上のコストがかかるため、企業として実際に対応できるのか疑問に思っている。また、企業にとっては、伐採地の訪問調査はリスク低減措置として、自社で努力できる唯一の手段である上に、他の学びも得られるよい機会となっているので、それが失われるのは残念と考えている。

実際に DDS は企業にとっては大きな負担になっており、義務だからやらざるを得ない状況である。そのため、小規模の企業は直接輸入することを控え、DDS を実施している企業から購入するという調達に変更する傾向がある。また、中小企業はこれまであまり検査の対象になっておらず、DDS を導入していない企業も存在するが、CA の検査が決まってからあわててコンサルティング契約の依頼が来ることがある。

EUTR の実施レベル（取り締まりの厳しさ）が EU 各国で異なるのは問題であると考えている。ドイツ企業にとってビジネス上の不利に働いている場合があると認識している。また、通関書類の荷受人にラトビアの企業名を記入し、実際の荷口はドイツに直接届くということが起こっている。

EUTR の MO の制度は、施行から 6 年経過した現在、ほとんど機能していないと考えている。ドイツの CA である BLE は、検査の実施に MO を活用するという意思がなく、CA の検査に関する考え方を共有されることもなかった。その結果、事業者は MO による確認と CA の検査を両方受けることになり、不満を持った。現在はコンサルタントとして契約企業担当者と接し、CA の検査の情報を共有してもらえるので、以前よりも CA の考え方を把

握できていると感じている。

2) 事業者

(1) A 社 (GD Holz Service 社の DDS を使用)

① A 社概要

A 社はドイツ・ハンブルグに本社を置き、100 年以上の歴史を持つ、木材・紙製品を取り扱う商社である。EU、スカンジナビア、ロシア、北米、中米、中国等から木材・紙製品を輸入している。取り扱う木材製品は、丸太、製材、モールディング、フロアリング、パネルボード、ベッドスラット、合板製品等である。売上高は 40 百万ユーロである。A 社はドイツ木材貿易協会の会員であり、現在は GD Holz Service 社の EUTR に関するコンサルティングサービスを利用している。2018 年までは同社の MO サービスを利用していた。

② DDS

総括 1 名 + 各部署に 1 名の DDS 責任者 (全員他業務と併任) を置いている。EUTR 施行当初から、GD Holz Service 社の DDS を使用している。ほとんどは FSC・PEFC 認証材と FLEGT 認証材を輸入しているが、認証材でない木材をリスクの高い国から輸入するには手間がかかる。

③ リスク低減措置

ホンジュラス産のピッチパイン材を輸入しているが、ホンジュラスはリスクが高い国であり森林認証材も手に入らないため、DDS のフローチャートではリスク低減が必要と判断される。そのため、毎年社員による現地調査を実施している。現地調査では、サプライヤーの協力を得て、伐採現場に行き、伐採された丸太を特定することや、運搬に使用されているトラックが合法的に購入されたかまで調べている。CA が近い将来、自社による現地調査を信頼しなくなる可能性があるという話は聞いている。第三者認証機関等に現地調査を依頼しても、現地の事情や現地の林業業界を理解していない人が実施する調査では合法性の証明などはできないと感じている。

EUTR 開始当初、中国から輸入していた木材についてリスク評価に必要な情報が収集できないという理由から、サプライヤーを変更した経験がある。しかしサプライヤーを変更しても CA の検査でリスクが低いと認められなかったため、その製品を中国から輸入すること自体を断念した。

④ CA の検査の経験、EUTR の見解等

A 社は、EUTR 施行以来まだ検査が実施されていない中小企業が多数あるのにもかかわらず、2 回検査の対象になった。ロシアからの 3 荷口、ホンジュラスとウクライナそれぞれ 1 荷口が検査対象となった。それぞれの DDS について大きな問題は指摘されなかったが、

書類の不備で 350 ユーロの罰金を支払ったことがある。指摘に不満はあったが、この程度の金額の罰金の場合、反論などのために手間をかけるよりは、罰金を支払い、指摘された件を改善する方が楽であると考えている。

2 回の検査それぞれで、CA の要求事項（注視する点や判断基準）が異なっていたので、困惑した。CA が事業者に対し、何に注意すべきかを明確に提示してくれれば、事業者もそれに注意を払うことができると考えているが、CA からそのような情報提供はない。GD Holz Service 社のコンサルティングサービスで提供される情報は有用である。

検査ではサンプルも採取された。遺伝学的分析で樹種同定に活用するためのデータベースを作っている段階であると感じているが、サンプル採取という行為が事業者にとってはプレッシャー（嘘は見破られてしまう）になっていると感じる。

GD Holz Service 社の MO サービスも利用していたが、MO の確認と CA 検査の両方を受けるという点で意味がないと感じていた。CA は、MO が確認を行った事業者に対する検査を減らすといった措置を取らなかったことが原因であると考えている。しかし、GD Holz Service 社は業界団体の子会社であるので、CA は信頼することができなかつたのだろうとも考えている。実際、MO の確認では問題なしと判断されたにもかかわらず、CA の検査で問題を指摘されることもあった。現在の契約しているコンサルティングサービスの方が MO のサービスよりも有益と感じている。

EUTR の影響で、輸入経路に変化があった製品もある。例えばウクライナからドイツへの直接輸入は減少し、ポーランドを経由することが多くなっていると観察している。EU 各国で取り締まりの強度が異なっているが、これはビジネス上問題を引き起こすので改善される必要があると考えている。しかし、例えばフランスの様に、違法伐採リスクの高い旧植民地の国から木材を多く輸入している場合、EUTR によって輸入をしないなどという対策は実施することができないという事情もあると考えている。A 社は EU 各国に支社があるが、通関書類の荷受人はすべてドイツ本社とし、ドイツに輸入された製品として BLE の検査を受けることにした。各国で検査の基準が異なるためそれぞれに対応するよりは、本社ですべて管理する方が効率的と考えたためである。A 社は、一般的に違法伐採リスクの高い国のリスクの高い樹種（例：ウクライナ産のオーク）において、リスクの低い調達経路を確保しており、新しいビジネス上の価値として考えている。最近では、合法性木材を必要としている韓国企業から注文が入るようになった。

(2) B 社（自社の DDS を使用）

① B 社概要

B 社は、1948 年にブレーメンで創業したドイツ有数の木材・木材工芸品の貿易業者であ

り、国産だけでなくスカンジナビア、南米、アフリカ、東南アジアなど世界中から木材製品を輸入している。主に建築会社や工務店などの業者を顧客とした卸売業者で、ドイツ中に配達ネットワークを持ち、小口であってもオンライン注文された商品（建築用材、床材、ドアなど）を指定の場所に迅速に配達するという形態の事業を行っている。取り扱っているアイテムは約 14,000 種で、本社ブレーメンとドイツ国内の 8 か所に事業所がある。従業員は 800 名程度である。2018 年の総収益は 262 百万ユーロ、利益は 3.5 百万ユーロであった。

同社では年間 1,000 コンテナ以上の木材・木材製品を（トラック輸送を除く）、1,000 以上のサプライヤーから輸入している。EUTR で DDS の実施が必要とされる 16 か国から木材・木材製品を輸入している。インドネシアとマレーシアからの輸入量は大きいですが、インドネシアは FLEGT ライセンスがあるため、DDS の必要がない点を考慮し、インドネシアとの取引を優先させている。ブラジルからの主要輸入製品は合板である。ロシアからはカラマツの小角材、床材を毎月少なくとも 6 コンテナ輸入している。ウクライナは、最近 CPI が 30 以上に上昇しているため現在輸入を増加させている状況にある。北米からは広葉樹材を継続的に輸入している。EU 域内では、ベルギー、オランダ、ポーランド、フランスからの輸入が大きい。スカンジナビアからは合板とパーティクルボードが主な輸入製品である。

② B 社の DDS

B 社は独自の DDS を運用している。木材輸入の責任者が、EUTR 施行が決定した段階で、会社として取り組む必要があると判断し、ドイツ国内で HolzSiG が施行される前に DDS を作ることを決意し実行した。独自の DDS 開発については、FCS や ISO などの仕組みに詳しくれば、DDS で何をすればいいのかを理解することは容易であるが、そのような知識がないと難しいであろう、とのことであった。システム開発には約 3 か月かかり、ハンブルグ大学の学生アルバイトを雇い完成させた。現在は DDS の運用のために、専任担当者を毎日半日勤務で雇っている。

B 社の説明によれば、EUTR が DDS に求めている要素（ステップ）は、次のとおりである。

- **情報**：製品、サプライヤー、サプライチェーン、原産国、法的要求事項
- **リスク評価**：信頼性、複雑性、合法性（輸出禁止令、CITES、戦争・紛争、認証）
- **リスク低減**：追加情報と第三者検証（FSC、PEFC、総括的な評価・サプライチェーンマッピング）

B 社の DDS はこの 3 ステップに対応させた標準化したフォームを準備し、DDS のプロセスを記録した書類を作成し保管するシステムとなっている。標準フォームは表 3.4 のとおりである。B 社では、EU 域外のサプライヤーとの契約時（契約更新時を含む）と製品の注文時に、必ず DDS で該当のサプライヤーと製品それぞれのリスク評価が 1 年以内にすでに

実施されていることを確認し、取引可能と判断されるまでは、契約書や注文書にサインすることができない仕組みになっている。B社では、リスク評価はサプライヤーと製品に対してそれぞれ行っている。

表 3.4 B社が DDS で準備している標準フォーム

EUTR の要素	標準フォーム名	概要
情報	協力合意書	サプライヤーに EUTR について説明し、その対応への協力を求める文書
	製品データシート	サプライヤーから取引する製品の情報を収集ための質問票
リスク 評価	社内でのリスク評価	サプライヤーから収集した情報をまとめ、その他の参考情報と合わせてリスク評価を行い、結論を記入するフォーム
リスク 低減	EU 域外からの輸入 の注文書	EU 域外からの製品を注文する際に、DDS によって輸入可能と結論づけられていることを再確認するためのフォーム

(A) 情報収集

情報収集として、DDS で用意されている標準フォーム、「協力合意書」と「製品データシート」を作成する。さらに、原産国の法的要求事項といった外部情報や、原産国の木材貿易に関する NGO の報告書、CITES や IUCN の樹種に関する情報、FSC や PEFC などの認証に関する情報も収集する。

(a) 「協力合意書」の内容

協力合意書はサプライヤーに、EUTR の内容とそのために対応である DDS について説明し、協力することに合意を求める文書であると同時に、サプライヤーの基礎的な情報を収集する。この文書は、サプライヤーが提供する情報が正確なものであることと EUTR を遵守したビジネスを行うことを宣言し、DDS の内容と必要な情報提供、情報に変更があった場合には報告することに合意する文書となっており、DDS のリスク評価の結果、輸入可能と判断されるまでは契約書に署名できないことも明記されている。問題が生じた場合のコスト負担についても規定されている。さらに、双方が提供した情報（サプライヤーの情報と、DDS に関する情報）の守秘義務についても規定している。

CA の検査では原産地証明書があるかどうか重要視されているので、まずはこの書類を追加コストなしでサプライヤーが準備することを契約で定めることが重要であるとのことであった。また、ここで収集したサプライヤーの情報に基づき、追加の情報収集が必要であるか判断し、必要な場合はさらなる情報収集を行う。例えば、生産キャパシティが小さいサプライヤーの場合は、サプライチェーンの変更が起こる可能性が高く、注意する必要がある。また、複雑なサプライチェーンを有する可能性などもこのフォームから推定することができるとのことである。

協力合意書の内容の詳細は表 3.5 のとおりである。

表 3.5 B 社が使用している協力合意書

<p>B 社デューデリジェンスシステム実施のための協力合意書</p> <p>予備的信息 サプライヤーから提供された情報は部外秘として扱われる。情報へのアクセスは B 社のリスク評価を担当する職員に限られるが、ドイツの CA であり DDS と合法性リスク評価を担当する BLE (Federal Office for Agriculture and Food) がこのデータにアクセスすることがある。</p> <p>サプライヤーのデータ</p> <p>1) 企業情報</p> <p>a) 名称、法的な設立年、所有者、住所</p> <p>b) 製材所住所</p> <p>c) 工場住所</p> <p>d) 担当者名、メールアドレス、電話番号</p> <p>2) 認証 (タイプ、初回認証取得日、ライセンス番号、有効期限、審査会社)</p> <p>a) FSC</p> <p>b) PEFC</p> <p>c) SVLK</p> <p>d) VLO</p> <p>e) その他</p> <p>f) 独自の DDS</p> <p>3) 会社のタイプ・活動 (下記から選択、複数選択可)</p> <p><input type="checkbox"/> 森林・コンセッション所有者</p> <p><input type="checkbox"/> 伐採</p> <p><input type="checkbox"/> 製材</p> <p><input type="checkbox"/> 製造加工業</p> <p><input type="checkbox"/> 流通業</p> <p><input type="checkbox"/> 輸出業</p> <p>4) 40 フィートコンテナの生産キャパシティ</p> <p>ローカルマーケット:</p> <p>輸出マーケット:</p> <p>5) これまで自国の政府当局との間で、違法木材の使用に関する問題があったか? (yes/no)</p> <p>ビジネスを実施するにあたっての法の順守の宣言</p>
--

6) 我々サプライヤーは、上記の情報が正確であり、丸太または木材の入手、木材製品の生産、およびそれらの輸出において、自国内のすべての法律および法的手続きに従ってデューデリジェンスを行うことを宣言します。

EUTR の内容を重視し、木材の法的な出所を確認するために B 社のデューデリジェンスシステム内で購入者に情報を提供します：

第 4 条 2 項：「事業者 [ここでは B 社] は、木材または木材製品を市場に出す際にデューデリジェンスを行使するものとします。そのために、彼らは手順および措置の枠組みを使用するものとし、以下では「デューデリジェンスシステム」と呼びます。

上記に提供した情報と証明書に変更があった場合、違法木材の使用または木材の処理と輸出の規制に違反していると思われる場合は、直ちに購入者に通知します。

EUTR の下でビジネスを行う際の手順の基本条件

7) 欧州連合またはドイツ当局が、当社から B 社およびその子会社（以下、B 社）に販売された木材が違法な供給元または違法な手続きを通じて供給され、B 社に対して法的措置を講じた場合、経済的影響に対する責任は私たちが負います。木材がドイツ当局によって没収された場合、または木材が原産国に送り返される場合、当社は直ちにユーロでの DDP 値と送料および手数料を返します。手数料（木材の起源の遺伝的同定など）と罰金がある場合は、B 社が支払わなければならない金額を直ちに払い戻します。

8) 貨物に契約条件との不一致（例えば、部分的に間違った種、B/L の密度の不一致など）があり、EU 当局によるさらなる調査につながり費用が発生する場合、これらの費用はサプライヤーが負担します。サプライヤーが協力協定と契約条件に従ってすべての義務を果たしている場合、B 社が BLE および税関による検査と検証の費用を支払う必要があります。

9) B 社デューデリジェンスシステムでは、サプライヤーと製品の組み合わせに対して、3 段階のステータスに結論されます。

ステータス A：違法木材の輸入のリスクはごくわずかであり、通常のビジネスが可能

ステータス B：違法木材を輸入するリスクは低いが存在するため、木材を市場に出すためにはさらなる評価と、場合によってはリスク軽減活動が必要である

ステータス C：違法木材の輸入リスクが高いか、原産国に禁輸措置が課されており、大きな問題が改善されるまでビジネスは不可能

10) このステータスは、原材料の原産国、その国の腐敗に関する状況、法的検証、認証、樹種などのさまざまな要因に依存します。各製品について、サプライヤーが製品に関する製品の構造と使用されている木材の起源の情報を提供するためのフォームが別途あります。この情報の詳細度は、サプライチェーンの複雑さ、丸太の収穫国と製品生産国の CPI などのさまざまな要因によって異なります。リスクを軽減する必要がある場合は、要求に応じてさらに文書を提供する必要があります。

11) サプライヤーと B 社間の契約は、デューデリジェンス評価が行われ、違法木材を EU に輸入するリスクが無視できる程度であることが判明した場合にのみ署名できます。これは B 社 DDS のリスクステータス A です。

12) リスクステータスが A から B に変更された場合、B 社は、リスクステータスに関する追加情報が収集されるまで、それ以上の出荷をすべて停止し、すでに出荷された貨物の支払いを保留する権利を有します。B 社は、ステータスが変更された理由と期日をサプライヤーに通知する必要があります。両当事者は、ステータス A が再び達成されるように、さらなる情報の収集と違法木材の EU への輸入リスクの軽減に取り組む必要があります。すでに出荷され、ドイツに向かう途中の貨物は、供給者の費用で到着後保管されるか、要求に応じてすぐに輸出国に返送されます。ステータスが A から C に変更された場合、B 社はステータスが B になった場合と同じ権限を持ちます。さらに、B 社はすべての未処理の契約をすぐにキャンセルするように依頼できます。その後、両当事者は、リスクを軽減してステータス A に戻ることができるかどうかを決定できます。

13) 下記は契約書に記載する必須事項です。

- a. 商標名
- b. 植物種
- c. 重量/密度
- d. 製品の HS コード
- e. すべてのコンポーネントの樹種に関する完全な説明
- f. 必要書類：
 - i. GSP フォーム A (原産地証明書)
 - ii. VPA が実施され、製品が VPA の付録にリストされている場合、FLEGT 証明書
- g. B/L に記載されている重量は、契約書に記載されている量と重量/密度に準拠する必要があります

14) 提供される情報の詳細が変化する場合（原材料の供給源の変更、木材製品の構造や種類の変更、認証の喪失、生産国の法的問題など）、サプライヤーはすぐにバイヤーに通知します。B 社は、リスク評価を修正する必要があります。結果に応じて、出荷を継続するか停止する必要があります。サプライヤーと一緒にリスク軽減活動を開始する必要があります。この情報の提供の遅延により発生する費用は、サプライヤーが負担します。

15) 年次再監査：サプライヤーのリスク評価でリスクステータス A と結論づけられると、サプライヤーがサプライチェーンの変更について事前に B 社に通知している場合を除き、このステータスは最大 1 年間有効です。その後、バイヤーは再監査を実施し、リスク評価を繰り返す必要があります。サプライヤーには B 社から連絡があり、製品データシートに再度記入するよう求められます。

最終的な守秘義務声明：

サプライヤーは、協力契約の条件や B 社デューデリジェンスシステムの詳細を他のバイヤーやビジネスパートナーに開示しません。

署名.....

(日付、サプライヤーの会社名、ブロック文字の代表名、署名、会社のスタンプ)

(b) 「製品データシート」の内容

B社は製品データシートを使用して、取引する製品ごとにサプライヤーから情報を収集している。EUTRで指定されたHSコードの商品だけではなく、すべての木材製品を対象としている。収集する製品の情報は表3.6のとおりである。

表 3.6 B社が使用している製品データシート

リスク評価のための製品データシート
(このフォームの記入に関して質問がある場合は、B社調達担当者にお問い合わせください。このデータシートはサプライヤー、B社およびドイツの管轄官庁以外の関係者と共有することを禁じます。すべての情報は機密として保持されます)
1) 供給会社の名前
2) 製品の説明 (必要に応じて図面を添付してください)
3) HSコード
4) 樹種
a. 取引樹種名
b. 学名
5) 密度：%含水率で.....kg/m ³
6) 原材料タイプ <input type="checkbox"/> 丸太 <input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 単板 <input type="checkbox"/> 合板 <input type="checkbox"/> その他：..... 必要に応じて、サプライチェーンを説明してください
7) 木材が由来するコンセッション所在国/県/地域および木材供給者 (木材を購入している場合) を示してください 国： 県： コンセッションの地域： 木材サプライヤーの名前： (注：木材サプライヤーの名前を言及できない場合は、木材の出所を証明する代替文書を提出してください)
8) 使用された丸太または木材の出所の検証方法 <input type="checkbox"/> 原産地証明書 <input type="checkbox"/> コンセッションリース契約書 <input type="checkbox"/> 伐採許可証 <input type="checkbox"/> 輸送関連の書類 <input type="checkbox"/> 木材購入の請求書 <input type="checkbox"/> 輸入・輸出関連書類 <input type="checkbox"/> 伐採地の地図 <input type="checkbox"/> その他

この製品データシートとともに、チェックマークが付いたすべての検証文書のコピーを送信してください。(価格などの文書上の機密情報は黒塗することができます)

9) 原材料は認証されていますか？

はい いいえ

認証の種類：.....

監査会社：.....

10) 輸出製品は認証されていますか？

はい いいえ

認証の種類：.....

監査会社：.....

11) 丸太は常に自社コンセッション由来ですか？

はい いいえ

12) 丸太は常に同じコンセッション由来ですか？

はい いいえ

13) サプライチェーンのいずれかの当事者が認証されていない（第三者に監査された CoC (chain of custody) が中断している）場合であっても、伐採地は認証されていますか？

はい いいえ

14) サプライチェーンと取引する木材の出所に関するさらなるコメント

上記の情報が真実であり、記載された事実のいずれかが変更された場合、直ちに B 社に通知することを宣言します。

署名.....

日付、会社の代表者の名前、署名、印

(B) リスク評価

リスク評価では、すべての木材・木材製品そのものに関する個別の情報（協力合意書と製品データシートの情報と CITES の情報）と、生産国における違法な伐採の横行、ガバナンスのレベル、関連法令、必要な書類、第三者確認・認証に関するすべての一般的な情報について評価を行う。B 社ではそのためのリスク評価のためのフォーム「事実に基づく内部的リスク評価」が用意されている（表 3.7）。フォームに記入する際には、外部の様々な情報（過去の違法伐採に関する報告、汚職指数、認証機関のデータベースなど）を参照する（表 3.8）。これらに加え、さらに様々な国際機関のレポートや NGO のレポートを参考にしている。

リスク評価の結果は、リスクステータス A、B、C の 3 段階に区分される。

- リスクステータス A：違法木材であるリスクは無視できる、従って取引可能
- リスクステータス B：リスクは低い、さらなる評価またはリスク低減が必要、従ってこの段階では取引不可³⁸
- リスクステータス C：リスクが高い、従って取引不可

このステータス評価はすべてのサプライヤーとすべての製品が対象となり、リスト化される。年一回アセスメントが実施されるが、過去の記録を追跡できるようになっている。B社のリスク評価の特徴は、得点化などはせず、経験のある担当者（基本的に1名に限定されている）が責任をもって、リスクが無視できるものかを評価し、結論を出す点である。インタビューで担当者は、リスクは国や製品によって異なり、またB社はかなり多くの国から異なる製品を輸入していることもあり、そのリスクに対して何をすべきかが異なると認識しており、フローチャートを使った「この場合は一律、このように対処する」という画一的なアプローチでは対応できないと考えていた。

表 3.8 B社の内部的リスク評価のフォーム

内部的リスク評価のフォーム (このデータシートは他の関係者と共有されない)	
1) 供給会社の名前	
2) サプライヤーの内部番号	
3) 製品	
4) 製品の HS / KN コード	
5) 樹種が CITES リストに記載されているか？	
参照：	
https://www.bfn.de/fileadmin/BfN/cites/Dokumente/Barrierefrei-holzliste-Januar-2017.pdf	
<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
6) 該当樹種の違法伐採に関する報告または証拠が過去 5 年間に存在するか？	
参照：	
http://www.timbertradeportal.com/en/	
<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 少ない <input type="checkbox"/> 多い	
7) 該当国または地区は紛争木材として指定された供給源か？	
参照：	

³⁸ 通常これまでステートメント A であったが、情報の更新が遅れているというような深刻でない事情で A と評価できない状況で、追加のリスク評価、リスク低減が必要な状況ではないことに留意。

http://www.wiso.uni-hamburg.de/fileadmin/sowi/akuf/Text_2010/AKUF_Pressemitteilung_2015.pdf

http://www.wiso.uni-hamburg.de/fileadmin/sowi/akuf/Text_2010/AKUF-Analysen-11.pdf2

<http://gftn.panda.org/resources/factsheets/?205658/GFTN-RegionalCountry-Factsheets>

はい いいえ

8) 原産地での違法収穫の証拠または報告はほとんど、または全くない？

参照：<http://www.timbertradeportal.com/en/>

はい いいえ

9) 国連安全保障理事会および/または EU 理事会によって課された、関連する制裁または禁輸措置はあるか？

参照：

<http://www.ausfuhrkontrolle.info/ausfuhrkontrolle/de/embargos/uebersicht/index.html>

http://eeas.europa.eu/cfsp/sanctions/index_en.htm

はい いいえ

10) サプライチェーン：木材および木材製品は EU 市場に入る前に 1 つ以上の国で取引されているか？

参照：

https://ec.europa.eu/environment/forests/timber_regulation.htm

はい いいえ

11) サプライチェーン：サプライチェーンは複雑か、それとも単純か？

複雑 単純

12) 認証がある場合：認証は現在有効か？（認証機関のオンラインデータベースで証明する）

はい いいえ、もう有効ではない 認証なし

認証の種類：

13) EU と原産国の間に有効な VPA があるか？

参照：

<http://www.euflegt.efi.int/vpa-countries/>

はい いいえ

14) 丸太生産国で VPA が開発中か？

参照：

<http://www.euflegt.efi.int/vpa>

はい いいえ

15) 伐採国の腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index）

参照：

https://www.transparency.org/news/feature/corruption_perceptions_index_2016

<https://www.transparency.de/Tabellarisches-Ranking.2828.0.html>

伐採国の 2016 年の値：
生産国の 2016 年の値：
結果：
DDS リスクステータス A B C
評価者：
日付、サイン

表 3.8 B 社のリスク評価における確認事項

確認事項	参照する情報
樹種が CITES リストに記載されているか？	ドイツ連邦自然保護庁 (BfN、CITES 執行機関) が公開している CITES リスト
該当樹種の違法伐採に関する過去 5 年間の報告または証拠があるか？	Timber Trade Portal
該当国または地区は紛争木材として指定された供給源か？	ハンブルグ大学のウェブサイト、WWF の Global Forest & Trade
原産地での違法収穫の証拠または報告があるか？	Timber Trade Portal
関連する制裁または禁輸措置はあるか？	ドイツ連邦経済管理局、欧州対外行動局 (EEAS) のウェブサイト
木材および木材製品が EU 市場に入る前に 1 つ以上の国で取引されているか？	欧州委員会の EUTR ガイダンス文書
サプライチェーン：サプライチェーンは複雑か？	—
認証は現在有効か？	認証機関のデータベース
EU-VPA があるか？ 開発中か？	EU-FLEGT のウェブサイト
伐採国の腐敗認識指数 (CPI)	トランスペアレンシーインターナショナルドイツのウェブサイト

EU 域外からの輸入品を注文する際には、表 3.9 の「EU 域外からの輸入品の注文フォーム」に記入をし、リスクステータスが A であることを確認した上で、発注を行う手順になっている。

表 3.9 B 社の EU 域外からの輸入品の注文フォーム

EU 域外からの輸入品の注文フォーム
<p>法的なデューデリジェンスの要件を順守し、違法木材の市場への投入を排除するためには、各注文で DDS に記載されている手順に従うことが不可欠です。この注文フォームは、すべての購入契約およびフレームワーク契約に添付する必要があります。フレームワーク契約の場合、各注文の前に DSS リスクステータス（DDS に登録されているサプライヤーと製品の組み合わせたリスク評価）を確認する必要があります。</p>
<p>サプライヤー/サプライヤー番号： 製品/HS 番号：</p>
<p>FSC / PEFC の場合： 証明書の確認を証明する記載が注文書に添付されているか？ （http://info.fsc.org/certificate.php または http://pefc.org/find-certified/certified-certificates を確認する）</p>
<p>リスクステータス：A□B□C□</p>
<p>リスクステータスの確認日時：</p>
<p>リスクステータスを参照した担当者名：</p>
<p>GSP フォーム A（原産地証明）または、契約の一部としての原産地証明書があるか？ はい□ いいえ□</p>
<p>ISPM 15（植物検疫措置に関する国際基準）に準拠しているか？ はい□いいえ□</p>
<p>注文書番号・契約書番号：</p>
<p>名前、日付、署名</p>

サプライチェーンが複雑であることでリスクが高まるのか？という質問に対し、「ほとんどの場合高まる」との回答を得た。伐採国から加工国を経由してドイツに輸入される製品は、例えばアフリカ産のオクメが中国で合板に加工される、ロシア産シベリアカラマツが中国で小角材に加工されるなどがあるが、DDS で確認しなければならない事項がかなり多くなる。そして、複雑なサプライチェーンでは、たいていの場合、リスクの高い国が関連している。また、複雑さだけでなく、安定したサプライチェーンを持っているかということも重要である。取引先のサプライヤーが頻繁に変更されるような製品や、小規模なコンセッション

からの木材である場合（継続的に供給が困難で将来ソースが変更になる可能性がある）はリスクが高いと認識し、注意を払っている。実際の例としては、ウェブサイト上では、信頼できそうなサプライヤーでも、実際に情報を収集してみると 5 つのサプライヤーを経由して B 社に供給されることが判明したりする。このような場合、DDS で必要な書類が完備できることはまずないと経験から感じている。

CPI の確認について、「いくつ以下の場合、どう対応する」など基準を持っているのか？という質問に対し、次のような回答を得た。CA である BLE は CPI が 50 以上であれば比較的信頼性の高い文書を手に入れると考えているようである。B 社の DDS 担当者の感覚として、CPI が 31 から 50 の場合、サプライヤーに関する調査とサプライヤーから提出された書類の信ぴょう性等の確認は必ず実施する。例えば、サプライヤーの税務登録などを証明する書類の提出を依頼したり、FSC や PEFC 森林認証についてはオンラインデータベースでその詳細について確認する。CPI が 30 より下であれば、書類の信ぴょう性確認に加えて第三者による検証が必要と考えている。例えば、サプライチェーンとして FSC や PEFC の認証を受けていることや、技術的に可能であればチューネン研究所に科学分析を依頼し樹種や原産国を照合する（B 社は科学的な分析も第三者による検証とみなしている）。B 社では基本的に、CPI が 30 より低い国が関わるサプライチェーンを持つ製品は避けるようにしている。例外はロシア産シベリアカラマツで、代替となる調達先や樹種がないためロシアからこの樹種を輸入せざるを得ない状況である。その場合は上述したとおり、書類の信ぴょう性の確認や第三者検証を活用した対応を行うことになる。実際シベリアカラマツは科学的な分析による生産地域の特定を実施している。B 社はアフリカ産の木材は FSC 認証材か PEFC 認証材しか取り扱わない方針を持っている。

実際問題があった事例としては、中国のサプライヤーが印刷された森林認証の証明書を提供してきたが、オンラインデータベースを確認すると「保留」となっていたことがあった。また、他のサプライヤーでは、税務登録などを確認している過程で、銀行口座がケイマン諸島のものであることや、パナマペーパーに掲載されている企業であることが判明することもあった。このような事実は、それを確かめようとして調査するのではなく、サプライヤーに対し多くの質問とその解答の根拠資料を要求することを通じて偶然明らかになる。B 社はこのような経験を通じて、サプライヤーに対しては、様々な質問をすることになっている。

中国のような加工国にはどのように対応しているかを質問した。B 社では、中国のサプライヤーから製品を輸入しているが、ほとんどは FSC 認証という第三者による検証を利用できると確認できている製品である。例えば、シベリアカラマツの丸太または製材をロシアから輸入し窓枠として加工し輸出する中国のサプライヤーに対しては、ロシアでのリース契約と毎年の伐採許可に関する書類を要求し、それらを FSC のデータベースと参照し確認を行った。それに加え、中国のサプライヤーには、ロシア企業との取引契約や輸入に関連する

書類、税務関係書類、FSC 認証に関する書類を要求し、税務登録番号を中国の公式データベースで参照した。企業名と会社役員名は、国際的な制裁措置のリストに掲載されていないかを確認した（これは、中国・ロシアだけでなく、すべてのサプライヤーに対して実施している）。これに加えて、製品サンプルを入手し、チューネン研究所に科学的分析を依頼し、二重の第三者検証を実施した。

もう一つの事例としては、中国のポプラ合板で、サプライヤーはポプラ植林が土壌浸食防止のために推奨されている地域の製造者であった。このような植林は多くがアグロフォレストリーで実施され、植林木は地域の村の所有となっていたが森林認証は取得されていなかった。中国のローカル市場では森林認証材はほとんど普及していないと言われており、認証材を確保することは難しい状況にある。通常、村長が伐採ライセンスを申請するが（植林木が村の所有であるため）、村人個人が植林木を販売しているのが現状で、村の作業場でベニアに加工されることもあるという状況であった。伐採許可書と丸太またはベニアを合板工場に販売した際の納税証明書は入手ができたが、販売した個人が本当に伐採や販売の権利を持った所有者であるかはこれでは証明できないことは認識していたものの、これ以上の確認も困難な状況であった。そして、入手した書類は基本的には中国の法制度で要求される書類でもあった。そのため B 社は 2016 年に、中国の林業関係者と BLE の同席の下で議論を行った。結論として、この製品のサプライチェーンのトレーサビリティは EUTR のスタンダードが要求するレベルには到達していないものの、状況として問題はないことが確認された。EU は中国との森林管理に関する二国間調整メカニズム（Bilateral Coordination Mechanism）を承認しており、これは FLEGT-VPA の異なる形態であると考えており、近い将来これが機能するようになることを B 社としては望んでいる。

(C) リスク低減措置

B 社ではリスク評価においてステータス A となったサプライヤーと製品しか取り扱わない方針で、リスク低減措置を実施することはない。リスク低減は現地調査により可能であるとは認識しており、過去に試みたこともあるが、コストがかかりすぎるため実施しない決定をした。リスクステータスが A と評価されなければ、そのサプライヤーとは取引せず、取引先を変更している。その結果として、現在 B 社では、ブラジル、ペルー、ポリビアからは認証された植林地由来の木材のみしか取り扱っていない。これらの国の天然林からの木材は、B 社の DDS の要求に見合うものを見つけれないためである。天然林由来の木材については、インドネシアとマレーシア（FLEGT-VPA）、コンゴ民主主義共和国の認証取得コンセッションからの木材のみを扱っている。

③ CA の検査の経験、EUTR の見解等

B 社の担当者に、CA の検査経験や EUTR に関する見解などについてインタビューを行った。

CAの検査はこれまで複数回受けているが、大きな問題はなかった。チューネン研究所には、リスク評価の一環（第三者検証）として科学的検査を依頼している。これは、研究所のデータベースを充実させることにもつながっており、それは将来の我々のリスク評価に貢献するので、よい関係を築いている。ロシアのシベリアカラマツの生産地域の同定、アフリカのいくつかの樹種の同定は、近年かなり精度が高くなっているようだ。

DDSによって、取引先を「良いサプライヤー」のみに絞ることができ、長期的な取引を前提に信頼関係ができた。その結果としてサプライヤー数はかなり減少した。EUTRの要求で、年1回はサプライヤーと製品の情報を更新する必要があるが、実施してみると理にかなっていると感じている。サプライヤーと毎年契約更新することになり、契約更新業務の一環で情報も更新しており、変更がない場合も多く、大きな負担にはなっていない。ただし、1年目はすべてのサプライヤーに対し一斉に情報を求め、製品の注文ごとにリスク評価を行わなければならない、かなり大変な作業であった。

「良いサプライヤー」を見つけることは重要である。多くのサプライヤーからの売り込みがあるが、基本的には既知のサプライヤー（国際的な展示会への出店、パンフレットやウェブサイトを見たことがあるなど）を重視している。最近ではロシアからの売り込みが多いが、そもそもFSC・PEFC認証材でなければ、話を聞くこともない。ドイツでは、ロシア・アフリカ由来の材は、森林認証材でなければマーケットは存在しないと考えるよいような状況になっていると感じている。

DDSの導入で熱帯広葉樹材の入手が難しくなったが（B社はリスクを無視できる熱帯天然林由来の木材は非常に限られていると認識し、その取扱を制限しているため）、顧客から屋外で使用可能な耐久性の高い材（デッキ材、フェンスなど）の需要はある。このような場合はアセチル化技術を使った代替材（代替物質）を確保し顧客に薦めている。これは、持続可能な製品開発の技術の発展につながると考えている。また、B社のこのような提案は顧客企業を通じて一般消費者に伝わるので³⁹、とても重要なことだと考えている。

EUTRの影響で、木材利用が減り、プラスチック等で代替されてしまう可能性は否めないと考えている。ドイツ政府やEUは、木材の適切な利用は持続可能（サステイナブル）であるということをきちんと説明せずにEUTRを施行した。しかし、このことを適切に説明し強調する必要があると考えている。現在サステイナビリティを重視する社会的な傾向があり、今後このような対策が取られることになるだろうと考えている。EUTRの施行でDDSを行うこと、違法な木材の排除は、サステイナビリティにすでに大きく貢献していると考え

³⁹ B社の顧客は工務店が多く、家を建てる一般消費者の意向を反映してB社に注文が来る。

ている。

FLEGT-VPA の進展には期待している。実際にインドネシアからの輸入は、他国に比べてはるかに容易になっている。